

横浜市建築物緑化認定証交付手続要綱 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(建築物緑化認定証の交付の請求)</p> <p>第4条 緑条例第9条の協議又は同条例第4条若しくは第6条に関する協議を行った建築物を所有又は管理する者は、緑化完了届出書の提出時に建築物緑化認定証交付請求書（第1号様式）を市長に提出するものとする。</p> <p>2 開発調整条例第18条第2項第4号又は第9号の開発事業計画同意基準協議を行い、かつ建築物の建築を目的とする場合、開発事業者は、開発事業に関する工事の完了届の提出時に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出するよう努める。ただし、緑化等の完了時に建築物の建築が完了しない場合は、前項によるものとする。</p> <p>3 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第29条の規定に基づき都市緑地法第35条若しくは第36条の規定又は地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請（以下「適合証明申請」という。）を行う建築物を所有又は管理する者は、適合証明申請時以降に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出することができる。</p>	<p>(建築物緑化認定証の交付の請求)</p> <p>第4条 緑条例第9条の協議又は同条例第4条若しくは第6条に関する協議を行った建築物を所有又は管理する者は、緑化完了届出書の提出時に建築物緑化認定証交付請求書（第1号様式）を市長に提出するものとする。</p> <p>2 開発調整条例第18条第2項第4号又は第9号の開発事業計画同意基準協議を行い、かつ建築物の建築を目的とする場合、開発事業者は、開発事業に関する工事の完了届の提出時に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出するよう努める。ただし、緑化等の完了時に建築物の建築が完了しない場合は、前項によるものとする。</p> <p>3 都市緑地法施行規則（昭和49年建設省令第1号）第42条の規定に基づき都市緑地法第35条若しくは第36条の規定又は地区計画条例第19条若しくは第20条の規定に適合していることを証する書面の交付の申請（以下「適合証明申請」という。）を行う建築物を所有又は管理する者は、適合証明申請時以降に建築物緑化認定証交付請求書を市長に提出することができる。</p>
<p>(新規)</p>	<p><u>附 則</u> この要綱は、令和6年12月20日から施行する。</p>